中小企業等経営強化法に基づく税制措置(固定資産税の特例) に係る証明書発行対応を7月より開始いたします

(一社) 日本画像医療システム工業会 (JIRA)

拝啓

平素は、当工業会の活動に格別のご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

平成29年度税制改正により中小企業等経営強化法に基づく税制措置(固定資産税の特例)において、年平均1%以上の生産性向上につながる30万円以上の医療機器を医療機関(下記条件施設)が購入した場合、指定の基準をクリアすれば固定資産税減免申請を行うことが可能となりました。http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/

この申請にはメーカーを通じて業界団体が発行する証明書が必要となり、JIRAではこのたび証明書の発行対応を開始いたします。

中小企業等経営強化法の経営力向上計画申請をされる「医療機関等」(※1)から本税制に該当する「医療機器(JIRA 品目に限る)」の工業会証明書発行の依頼を受けた「製造販売業者等」(※2)は、JIRA 発行の手順書ならびに注意事項にご留意いただき申請願います。

(7月3日 OPEN 予定の JIRA ホームページ・税制証明書発行ページに掲示)

なお、JIRA の発行する証明書は税制措置が受けられることを保証するものではありません。税制措置 に関しては、管轄税務署の裁量(判断)となりますのでご留意ください。

また本税制の詳細や活用方法等については、税理士等にご相談いただくようお願いします。JIRAは、証明書発行業務のみを担当します。それ以外のご質問には対応できませんのでご了承ください。

申請初回時に「申請連絡者」の登録をご依頼しておりますが、証明書関係のご質問がある場合には事前に「申請連絡者」のご登録を必ずお願いいたします (ご質問は申請連絡者からに限らせていただきます)

中小企業税制申請連絡者登録届(申請連絡者届のみメール発送可 宛先: shoumeil@jira-net.or.jp)

http://www.jira-net.or.jp/info/files/koteishisan/renrakusha_touroku.docx

※1 ここでいう医療機関等とは資本金または出資の総額が1億円以下、資本又は出資を有しない場合は従業員数1,000人以下の医療法人(大規模法人から2分の1以上の出資を受ける法人は除く)、一般病院、診療所で所在地が東京以外である日本標準産業分類の大分類:医療・福祉>中分類:医療業ならびに国税局第29款 医療保健業を指します

日本標準産業分類(大分類 P 医療,福祉>中分類 83 医療業)

http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01_03000044.html#p 国税局第 29 款 医療保健業

https://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/tsutatsu/kihon/hojin/15/15_01_29.htm ※2ここでいう製造販売業者等とは JIRA 会員全企業と会員外企業の中の製造販売業を指します。(当該設備の販売時期、新モデル・旧モデルの判断やその性能の正確な把握が求められるため)